

**外国証券情報
(第一生命保険株式会社)****<証券情報>**

- (0) 大和コード AO-004-8910
- (1) 有価証券の種類及び名称: 第一生命保険株式会社 米ドル建繰上償還条項付無担保永久社債(劣後特約付)
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分: ユーロ市場/シンガポール証券取引所に上場 (2019年7月4日現在)
- (3) 発行日: 2016年7月20日
- (4) 発行額: 2,500百万米ドル (2019年7月4日現在)
- (5) 利率及び利払金の決定方法: ①2026年7月24日まで: 額面金額に対して年4.00%
○利払金に関し定めのない期間は当該期間を1ヶ月30日換算した日数を360日で除したものをを用いて日割計算。また支払い期日のずれによる利払金の調整は原則行わない。
○支払い期日にニューヨーク、ロンドン、東京が休業日なら翌営業日支払い
②以降: 3ヶ月米ドル LIBOR+3.66%
○3ヶ月米ドル LIBOR は利息計算開始日の2日前に決定される
○当該期間の実日数を360日で除したものをを用いて日割計算
○支払い期日にニューヨーク、ロンドン、東京が休業日なら翌営業日支払い(月末修正有)
●その他当該劣後債の利息繰り延べ事由や劣後特約等に従う
- (6) 利払日: ①2026年7月24日まで: 毎年1月24日、7月24日の年2回
②以降: 毎年1月24日、4月24日、7月24日、10月24日の年4回
- (7) 償還期限: 期限の定めなし
発行体は2026年7月24日を含むそれ以降の各利払日に、金融庁の事前承認を得た上で、償還価格で繰上償還することができる。加えて、2026年7月24日までに特定条件を満たしている場合、発行額の全部を@100.00%もしくは米国債利回り+50bpで計算される価格のいずれか高い方で繰上償還することができる。
●その他当該劣後債の償還事由や劣後特約等に従う
- (8) 償還金額及び償還金の決定方法: 買入消却されない限り、額面金額で償還
- (9) 受託会社又は預託機関: DTC、ユーロクリア、クリアストリーム
- (10) 担保又は保証に関する事項: 担保並びに保証は付されていない
- (11) 他の債務との弁済順位の関係: 当該債券より返済順位が上位の債務に劣後する。普通株に優先する。
- (12) 発行、支払及び償還に係る
準拠法: ニューヨーク州法